

厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準の一部を改正する件（案）について

1. 改正の趣旨

「介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上と今後のあり方に関する検討会における議論の中間的な整理」（平成 25 年 1 月 7 日）を踏まえ、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメントの質を向上させるため、介護支援専門員等に係る研修課程を見直し、「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 218 号）について所要の改正を行うものである。

2. 改正の概要

要介護者等が、介護だけではなく医療や生活支援等が一体的に提供されることにより、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、介護支援専門員の資質向上を図り、自立支援に資するケアマネジメント及び医療との連携や多職種協働を推進するため、別添のとおり、介護支援専門員等に係る研修課程の見直しを行う。

3. 施行日

平成 27 年 4 月 1 日（予定）